

# 白岡市高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画策定方針

## 1 目的及び背景

本計画は、老人福祉法及び介護保険法に基づき、「白岡市高齢者福祉計画」と「第10期介護保険事業計画」(以下これらを「10期計画」という。)を一体的に策定するものです。

2025年に団塊の世代が75歳以上となり、今後も、高齢者や高齢者のみ世帯、また、要介護・要支援者数などの増加が見込まれています。

このような中、将来にわたり、介護保険制度を安定的に維持していくためには、適切な介護サービスの提供に加え、高齢者自身の自助と、多様な主体による互助・共助を引出すことにより、地域全体で高齢者を支える体制の構築が求められています。

現行の「白岡市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画(以下「現行計画」という。)」では、「地域包括ケアの深化・推進」と「社会参加と生きがいづくり」という2つの基本方針を定め、様々な施策の推進に取り組んでいます。

10期計画では、この現行計画の基本方針に基づく施策の推進を基本としつつ、高齢者、介護者、介護事業者等の御意見を伺いながら、高齢者等に関する現状と課題の把握・分析を行い、その解決に資する計画の策定を行います。

## 2 計画の位置づけ

(1) 白岡市高齢者福祉計画(老人福祉法第20条の8)

市内における全ての高齢者を対象とした福祉事業全般に関する総合計画

(2) 第10期介護保険事業計画(介護保険法第117条)

要介護・要支援高齢者及び要介護・要支援となるおそれの高い高齢者を対象とした介護サービス等の基盤整備に関する実施計画

## 3 計画期間

10期計画の計画期間は、令和9年度(2027年度)から令和11年度(2029年度)までの3年間とします。

## 4 計画策定に当たっての重点検討項目

現行計画における施策の成果を検証するとともに、高齢者等を対象としたアンケート調査(高齢者等実態調査)の結果などを踏まえ、以下の4つの項目を重点検討項目として位置づけ、計画策定を進めます。

(1) 地域包括ケアシステムの深化・介護予防事業の推進

(2) 日常生活圏域の見直し及び地域包括支援センターの機能強化

(3) DX等を活用した要介護認定事務の迅速化・体制強化

(4) 介護サービス等の基盤づくりと連動した介護保険制度の円滑かつ適正な運営

## **5 計画の策定体制**

10期計画は、上記4に基づき市(高齢介護課)において素案を作成し、隨時、高齢者福祉事業推進委員会、介護保険等運営協議会及び市議会に諮り、各会議で出された御意見を反映させながら策定を進めます。

\*別紙「白岡市高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画策定体制図」を参照

## **6 市民意見等の反映**

計画策定前に高齢者等実態調査を実施し、各調査対象者の意向把握を行います。また、計画案の策定後には、市民及び介護事業者を対象とした説明会を開催するとともに、パブリックコメントを実施し、市民意見の募集・反映を行います。

## **7 策定スケジュール**

令和7年度及び8年度の2か年で10期計画の策定を行います。

令和7年度は高齢者等実態調査の実施、集計・分析を行い、令和8年度に計画内容の検討を行います。

\*別紙「白岡市高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画策定スケジュール」を参照